

令和8年度

「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同
利用・共同研究拠点支援プログラム～」の公募について

令和8年2月

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課

はじめに

本公募要領は、令和8年度の公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）（以下、「拠点」という。）に係る「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～」の公募について、その公募内容や申請に必要な手続きを記載したものであり、

- I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～」の概要等
- II 共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～の公募について
- III 書類の提出方法
- IV 問い合わせ先

により構成されています。

なお、本公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く拠点活動を開始できるようにするため、令和8年度当初予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、事業名や事業内容、実施予定額等に変更があり得ることをあらかじめ御承知置きください。

また、公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点の令和10年度新規認定に係る公募は、令和8年度に開始する予定です。詳細は別途公表いたします。

目 次

I	公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～」の概要等	1
II	共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～の公募について	
1	公募するメニュー：機能強化支援	2
2	申請から交付までのスケジュール	5
3	申請に係る様式等	5
4	関連する留意事項等	12
III	書類の提出方法	24
IV	問い合わせ先	24

I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～」の概要等

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を超えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきました。

当初、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきましたが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを生かし、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要であることから、文部科学省では、平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による「共同利用・共同研究拠点」の認定制度を設けました。

また、認定を受けた公私立大学の拠点を対象に、拠点としての研究環境の整備に係るスタートアップのための支援及び拠点機能の更なる強化について支援を行う事業を進めています。

- ・スタートアップ支援：新たに拠点認定を受けた研究施設が、スタートアップのために拠点としての環境や体制の整備を行うための経費支援
- ・機能強化支援：拠点認定を受け活動してきた拠点が、拠点の国際化、ネットワーク化、人材育成機能強化等により、拠点活動を更に強化するための経費支援

本制度及び事業の実施により、研究ポテンシャルのある研究所等を個々の大学の枠を超えて研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展が図られることを目指しています。

各拠点においては、研究分野の中核として強み・特色を生かしつつ当該分野を更に発展させるとともに、大学の機能強化の実現に向けてこれまで以上に重要な役割を果たすこと、合わせて、国際的な頭脳循環のハブ・人材育成拠点としての役割を果たすこと、更には、拠点ネットワークの形成をはじめ、異分野融合や新たな学問領域の創成の取組を促進するなど、大学の枠を超え時代の新しい要請に柔軟に対応することが求められます。

また、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議）において、今後の取組の方向性として、共同利用・共同研究体制について、大学研究基盤としての機能を強化し、大学の枠を超えた我が国全体の英知の結集を促進することとされる等、大学研究力の強化に向けた共同利用・共同研究拠点の重要性が示されています。

Ⅱ 共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～の公募について

1 公募するメニュー：機能強化支援

(1) 目的

拠点を中心とする共同利用・共同研究体制については、国際的な頭脳循環や次世代を担う人材育成の拠点としての機能を充実させ、我が国の大学全体の基礎研究力の向上を図ることが求められていることから、公私立大学の拠点においても、国際化・ネットワーク化・人材育成の機能を高めるなど、拠点活動を更に強化させていく必要がある。

このため、拠点認定を受け活動してきた公私立大学の拠点を対象に、拠点機能強化のための支援を行い、大学の枠を超えた共同利用・共同研究を通じた研究分野全体の研究水準のより一層の向上や異分野融合による新たな学問領域の創出を促進し、我が国の学術研究の発展を図る。

(2) 公募の対象、申請者

ア) 公募の対象

「共同利用・共同研究拠点」又は「国際共同利用・共同研究拠点」の認定を受けている公私立大学の研究施設及び研究施設の一部（国公立大学によるネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、公私立大学に中心拠点を置くもの）。ただし、令和8年度に機能強化支援の継続を予定している拠点は除く。

イ) 申請者：拠点を設置する大学の学長

※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合は、その中心拠点を設置する大学の学長が代表して申請。

(3) 支援期間：1～3年間

※機能強化のための事業が3年以内（例えば2年間）であっても差し支えない。

※現在の認定期間の最終年度が令和8年度の場合は1年間、令和9年度の場合は2年間を支援の最長期間とする。

※支援期間は各年度の予算措置の状況によるため、申請期間の実施を約束するものではない。

(4) 採択予定拠点数：1拠点程度

(5) 経費

ア) 申請額

一拠点当たり年額3,000万円以内とする。

※次年度以降、対前年度に対して10%相当の減額措置を実施

※採択拠点数、各計画の内容・事業規模等の状況により申請額から変更される場合がある。

※なお、次年度以降の補助金額については、予算の範囲内で調整する場合がある。

イ) 経費の範囲

- 1) 申請可能な経費は、各拠点における事業計画の遂行に必要な以下の経費とする
- 2) 申請に当たっては、支援期間の所要経費を提出すること

(申請可能な経費)

- ・人件費
 - ・事業推進費等（消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費）
 - ・設備備品費（設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む）
 - ・一般管理費（補助事業を実施する上で必要な経費であるが直接経費（人件費、事業推進費等及び設備備品費）以外の経費）
- ※一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。

ウ) 経費の使途の例

- ・拠点活動を国際的に展開し活動していくために必要な経費
 - ・新たなネットワークを構築する活動に必要な経費
 - ・共同研究により創出された新たな学問領域の共同研究を推進するために必要な経費
 - ・共同利用・共同研究拠点の全国的なモデルとなる活動に必要な経費
 - ・豊かな国民生活・文化に寄与するための活動に必要な経費
 - ・共同利用・共同研究体制、拠点活動の効率化を推進するために必要な経費
- ※スタートアップ支援と異なり、拠点活動を更に強化するための経費であることが必要。

(6) 審査の観点

①申請拠点の現状・課題と本事業の目的との適合性

- ・拠点の現状・課題の分析は適切か。事業実施の必要性・緊急性が生じているか。
- ・事業の目的が具体的かつ明確に設定されており、研究分野全体の研究水準の向上や異分野融合による新たな学問領域の創出を図る等、我が国の学術研究の発展が図られることを目指す本事業の目的との適合性があるか。

②申請経費（インプット）の妥当性・必要性

- ・事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。
- ・補助申請額、学内負担額のバランスは適切であるか。
- ・資金の主な投入内容は、拠点の現状・課題・目的を踏まえたものになっているか。
- ・資金の投入内容は妥当であるか。

③事業計画（アクティビティ、アウトプット）の妥当性

- ・事業計画の実施により、当該拠点の機能強化が図られるか。
- ・人件費は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。
- ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。
- ・共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の拡充に必要とされるものであるか。
- ・事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は、妥当なものであるか。

④成果目標（アウトカム）と事業目的、事業計画の適合性

- ・設定された目標は事業目的、事業計画を踏まえたものとなっているか。
- ・目標値は適切なものとなっているか。
- ・目標の設定理由、算定方法等は妥当なものであるか。
- ・定数的な目標が設定されていない場合、その理由や目標の達成度の判断基準は妥当なものであるか。

⑤事業の実施体制等

- ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。
- ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。

⑥事業達成による波及効果

- ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。
- ・事業が教育研究活動の発展をもたらすものとなっているか。

⑦これまでの拠点としての活動実績等

- ・これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。
- ・これまでの拠点への共同利用・共同研究の参加状況、発表された論文数は事業を推進するにふさわしい実績となっているか。

(7) 審査方法

文部科学省が設置する有識者による特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会において、申請内容について書面及びヒアリング（必要に応じて実施）により総合的な審査を行う。

2 申請から交付までのスケジュール

(1) 申請書類受付期間

令和8年2月27日(金)～令和8年3月31日(火) 17時【厳守】

(2) 審査期間

令和8年4月～令和8年5月 有識者による審議

令和8年5月下旬(予定) 審査結果通知

令和8年6月下旬(予定) 交付決定

※交付決定通知をもって、補助事業の着手(事業の実施)が可能となります。

3 申請に係る様式等

様式等についてはP6～P11を参照してください。また、書類の提出方法は、P24を参照してください。

整理番号	
------	--

特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム ～拠点機能強化支援～ 申請書

大 学 名				
申 請 者	氏 名		役 職 名	
	本部所在地	〒		
共同利用・共同研究拠点の名称	※ ○○○○○拠点（認定されている拠点名を記入）			
申請施設等の名称	※ 共同利用・共同研究拠点として認定されている研究施設等の名称を記入			
認 定 期 間	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 ※ 認定の通知に記載されている有効期間を記入 ※ 認定の更新により申請をする場合には「認定更新を希望」と記入			
研 究 分 野	※ 共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入			
共同利用・共同研究 拠点の代表者	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳) 【令和8年4月1日現在】
	氏 名			
	所属部署		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号		メー ル ア ド レ ス	
事 業 概 要	※ 本事業計画の概要について簡潔に記入			
(1) 現状・課題・目的	※ 共同利用・共同研究拠点及び関連する研究者コミュニティの現状、課題を明記の上、それに対応する事業の目的を記入。			

事業計画期間	令和8年度～令和〇〇年度（〇年）
--------	------------------

(2) 事業計画額（インプット）

	補助申請額（千円）		学内負担額（千円）		計（千円）
令和8年度					
	・	（ 千円）	・	（ 千円）	
	・		・		
	※資金の主な投入内容を記入				
令和9年度					
	・	（ 千円）	・	（ 千円）	
	・		・		
令和10年度					
	・	（ 千円）	・	（ 千円）	
	・		・		
総額（千円）					

(3) 事業計画（アクティビティ、アウトプット）

※事業計画期間の各年度における事業の活動内容について記入

【令和8年度】

【令和9年度】

【令和10年度】

(4) 成果目標 (アウトカム)

アウトカム	(参考値) 令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【アウトカム設定の考え方 (定義等)】

※ 各指標や算定方法はできるだけ客観的なものを設定し、指標設定理由、算定方法等を記入。

(5) 事業の実施体制等

※ 事業実施に当たっての大学の支援体制、学内外の協力体制等、全体的な事業推進体制等について具体的に記入。

(6) 事業達成による波及効果等 (学問的効果、社会的効果、改善効果等)

(7) これまでの拠点としての活動実績

※ 共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入。

(参考1) 共同利用・共同研究の参加状況											
※延べ人数		令和4年度				令和5年度				令和6年度	
学内(法人内)											
学外											
(参考2) 共同利用・共同研究を活用して発表された論文数											
令和4年度				令和5年度				令和6年度			
論文数		うち国際学術誌に掲載された論文数		論文数		うち国際学術誌に掲載された論文数		論文数		うち国際学術誌に掲載された論文数	
	うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者
事務担当責任者		フリガナ				所属部署					
		氏名				役職名					
		所在地				〒					
		電話番号				メールアドレス					

※様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。

特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～ 申請書記入要領

「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～申請書」（以下、「申請書」という。）は、「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～」（以下、「本事業」という。）の申請に当たって提出が必要となる書類で、本事業の対象拠点の選定に係る審査資料となるものです。

本事業へ申請する際は、本要領に基づき申請書を作成してください。

【共通留意事項】

- ・申請書はすべて日本工業規格A4版で作成してください。
- ・文字の大きさは11pt程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・申請書は12ページ以内を目安に作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・申請書を作成する際、**1 公募するメニュー：機能強化支援**（6）審査の観点 を踏まえて各項目を作成してください。

【申請書】

- ・「整理番号」の欄は記入しないでください（事務局記入欄）。
- ・「申請者」欄は、学長又は理事長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄、「認定期間」欄は、共同利用・共同研究拠点の認定通知と同一の内容を記入してください。なお、認定の更新により申請をする場合には「認定期間」欄は「認定更新を希望」と記入してください。
- ・「申請施設等の名称」欄、「研究分野」欄及び「共同利用・共同研究拠点の代表者」欄は、共同利用・共同研究拠点として認定を受けている内容と同一の内容を記入してください。

（1）現状・課題・目的について

- ・本事業の申請に至った拠点や関連する研究者コミュニティの現状、課題を記入してください。また、現状、課題を踏まえた申請の目的を記入してください。

（2）事業計画額（インプット）について

- ・本事業への申請目的を果たすため、各年度の申請額と投入する資金の内容を記入してください。
- ・令和9年度、令和10年度については、対前年度に対して10%相当減額することを考慮した上

で記入してください。ただし、残りの認定期間が2年以下の場合には、その期間を超えない範囲で記入してください。

・資金の主な投入内容の記載例

共同研究コーディネーター雇用 2名 (16,000 千円)

実験用〇〇機導入 1台 (10,000 千円)

(3) 事業計画（アクティビティ、アウトプット）について

・インプットに基づく各年度の具体的な活動内容を記入してください。その際、以下の1～5の内容を含めて記入してください。

- 1 各活動内容がどのように拠点の機能強化に資するのか
- 2 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割
- 3 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース、研究設備等を増強する必要性や共同利用の方法
- 4 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるか
- 5 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）

(4) 成果目標（アウトカム）について

- ・本事業にもたらされる成果を、数値目標（指標）を含めて記入してください。
- ・設定する指標や算定方法は、客観的なものとなるよう努めてください。
- ・指標の設定ができない場合、その理由を「アウトカム設定の考え方（定義等）」欄に記入のうえ、定性的な目標と達成状況の確認方法を各欄に記入してください。

(5) 事業の実施体制等について

- ・事業実施に当たっての大学の支援体制、学内外の協力体制等、全体的な事業推進体制等について具体的に記入してください。

(6) 事業達成による波及効果等（学問的効果、社会的効果、改善効果等）について

- ・事業達成による効果に応じて、以下の1～3の内容を含めて記入してください。
 - 1 成果による学問的波及効果
 - 2 成果の具体的活用方法や成果による社会的波及効果
 - 3 大学の教育研究活動にもたらす改善効果

(7) これまでの拠点としての活動実績

- ・共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入してください。
- ・(参考1) (参考2) については、毎年提出いただいている実施状況報告書や、中間・期末評価報告書から転記してください。

4 関連する留意事項等

- (1) この公募は、令和8年度当初予算の成立を前提に行うものであり、その状況によっては事業内容や実施予定額を変更する場合がありますので留意してください。
- (2) 文部科学省が別途指定する時期に、補助事業等の実施状況についての評価を行います。
- (3) 申請書等の情報の取扱いについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

- (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、公的研究費の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- (5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費等の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。

（チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。）

このため、令和8年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、補助金交付決定前までに文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず

交付が認められますが、この場合は、令和8年度版チェックリストを令和8年12月1日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

（6）不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費等の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

○研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

（i）交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

（ii）申請及び参加^{*1}資格の制限等の措置

本事業の研究費等の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{*2}に対し、不正の程度に応じて次表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

（※2）「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度	申請制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から)	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏ま

えて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(7)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(8)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の交付に当たり、各研究機関^{※1,2}は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。）

このため、令和8年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、補助金交付決定前までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず交付は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

(※1) 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照して

ください。)

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(9) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{*1}資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る申請制限の対象者		特定不正行為の程度	申請制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する

制度も含みます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイト
を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(10) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業の経費を活用して共同研究を実施する場合、当該共同研究に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

なお、申請者は、交付申請手続きの中で、次の点を約束する文書を提出することが必要です。

- ・共同研究の実施前に、共同研究を実施する研究者等全員から研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認すること。

(11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{※1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{※2}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>

- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(12) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いいたします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(13) 研究設備・機器の共用促進について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」（2025 年（令和 7 年）11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議）において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費用途の変革に向けて、2035 年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード（設備・機器等）からソフト（人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等）へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」（令和 7 年 7 月 10 日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会）において、このような競争的研究費の用途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模

以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定（共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等）を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が1,000万円以上で汎用性のあるものを購入する場合には、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であると判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定（R7.6.6）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議（R7.11.18）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/042/mext_00002.html
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会（R7.7.10）]
https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

(14) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、事業期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

(15) 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JPMXP07xxxxxxxx」を含めてください。論文投稿時も同様です。体系的番号については、採択時に申請機関に対してお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

(1) 論文に関する事業が一つの場合 (体系的番号「 JPMXP07xxxxxxxx」)

【英文】

This work was supported by MEXT Promotion of Distinctive Joint Usage/Research Center Support Program Grant Number JPMXP07xxxxxxxx.

【和文】

本研究は、文部科学省特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム JPMXP07xxxxxxxx の助成を受けたものです。

(2) 論文に関する事業が複数 (二つ) の場合 (体系的番号「 JPMXP07xxxxxxxx」 「JPyyyyyyyy」)

【英文】

This work was supported by MEXT Promotion of Distinctive Joint Usage/Research Center Support Program Grant Number JPMXP07xxxxxxxx and MEXT □□ Program Grant Number JPyyyyyyyy.

【和文】

本研究は、文部科学省特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム JPMXP07xxxxxxxx、文部科学省□□事業 JPyyyyyyyy の助成を受けたものです。

(16) 関係法令等に違反した場合の措置

本事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

(17) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

(18) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

Ⅲ 書類の提出方法

(1) 申請書類の提出

事業の申請に当たっては、申請書類の提出が必要です。

申請書類は、定められた様式を使用してください。様式は、文部科学省のウェブサイトに掲載します。

令和8年度 共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援 の公募について

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00513.html

なお、申請書類の作成・提出に当たっては、各様式の記入・提出要領を参照してください。

(2) 提出期間等

①提出期間 令和8年2月27日（金）～令和8年3月31日（火）17時【厳守】

②提出方法 以下をメールにて提出してください。

・申請書

（頁数を付したPDFファイル、Wordファイルの形式のままのものを1ファイルずつ提出してください。）

※申請書類の提出・受付後に、訂正・再提出及び申請書類の追加提出等を行うことはできません。

※送信メールの件名は、「【大学名（研究施設等名）】特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラムに係る申請」としてください。（大学名（研究施設等名）は略称可）

※添付ファイル名には、「大学名（研究施設等名）」を付した上で、送付してください。（大学名（研究施設等名）は略称可）

※メールシステムの都合上、添付ファイルは原則合計10MB以下としてください。やむを得ず容量を超える場合は、事前にその旨ご連絡ください。

※電子メール到着後、翌営業日までに受領通知を送信者に対して返信します。受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

③提出先 文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課専門職付

メールアドレス：gakkikan@mext.go.jp

Ⅳ 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課専門職付

電話番号：03-6734-4296（直通）

03-5253-4111（内線：4296）

メールアドレス：gakkikan@mext.go.jp